

(議長)

日程第28、諮問第1号並びに日程第29、諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦について一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

ただいま一括上程となりました諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

任期満了に伴う人権擁護委員候補者として、檜山郡江差町字本町271番地、松村直人氏、昭和50、失礼しました。昭和45年3月19生まれ、54歳及び檜山郡江差町本町170番地3、山田清美氏、昭和34年10月26生まれ、65歳を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となりました諮問第1号並びに諮問第2号については、人事案件ですので、質疑討論を省略し、直ちに一括採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに一括採決致します。

(議長)

諮問第1号並びに諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦については、原案の通り、松村直人氏並びに山田清美氏を人権擁護委員候補者として適任である旨の意見を添えて答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって諮問第1号並びに諮問第2号については、原案の通り、え一答申することに決定致しました。

暫時休憩致します。

休憩 14 : 46

再開 14 : 47

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

お諮りします。ただいま町長から議案第34号、令和7年4月1日から同年4月30日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定についてが訂正（正：提出）されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、議案第34号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定致しました。

(議長)

追加日程第1、議案第34号、令和7年4月1日から同年4月30日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

議案第34号、令和7年4月1日から同年4月30日までの間における町長及び副町長

の給与の減額に関する条例についてでございます。

去る2月17日に開催された江差町議会全員協議会において、税務課における不適正事務について、関係職員の処分を行った旨をご報告させて頂いたところです。

本事案により、町民、法人及び関係機関の皆様にも多大なるご迷惑をおかけし、町政に対する信頼を大きく損なうこととなりました。

改めて深くお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

私は町政を担う長として、また副町長は町政の事務方のトップとして責任の重大さを痛感しているところであり、それぞれの給料を1ヶ月10%減額することと致しました。

つきましては、減額に関する条例を提出しておりますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーすいません。えー前回もあったんですけども、一応この1ヶ月10%という根拠は、どっから出て来た数字とパーセンテージですか、その根拠となる部分をご説明をお願い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

はい。根拠というところですけども、我々、行政を担う立場として責任の取り方というところで10%、1ヶ月というところ、職員の処分の内容も含めて、これまでの我々の責任の取り方としての検討した結果、今回は10%、1ヶ月と言う事で提案をさせて頂いているところでございます。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

ですから、1ヶ月10%の根拠はどこですかってこと聞いてんですよ。今、町長さんが、その今までの形の中で、その一私達が決めたってことなんですよ。

ですから、何故1ヶ月で10%か、何を基にして出て来たのかと僕は聞いてるんです。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい、あのー、増永議員は、あーいくらにしたらいいのかよく分りませんが、これまでの色んな不適正事務や不祥事事務の大きさや町民に与えたそう言った、まあ事案を基にして、町長が1ヶ月10%というふうに決めさせて頂いた。過去のそういった事例を基にして、こう言う事でございます。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

過去の事例でやったって事は、今回の事例って言うのは、大中小じゃないですけども、町長さんの感覚とすれば、どういう感覚なんだろうかな。

私は、大変、非常に大きい問題だと思います。その大きい問題が、1ヶ月10%っていう具合、そういうの数字でいいのかなっていう、自分自身でちょっと疑問を持っていますので、今、答弁、質問させて頂いております。

(議長)

副町長。

「副町長」

ですから、増永議員は、これでは少ないという思いできっと質問してるんだろうなというふうに思いますので、ですからこの提案に対して、この後、採決になりますので、それに対して意思表示すればいいでないかというふうに思います。はい。

(議長)

他に質疑をありませんので質疑を終結致します。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第34号、令和7年4月1日から同年4月30日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって議案第34号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第30、発議第1号、江差町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

お諮りします。本案についてはお手元の配付の通りですので説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第1号、江差町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって発議第1号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第31、発議第2号、持続可能な学校の実現を目指す意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配付する通りです、ですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第2号については、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第2号については、原案の通り決しました。

(議長)

日程第32、発議第3号、物価上昇を上回る年金額引き上げを求める意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。本案についてはお手元に配付の通りですので説明と討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第3号について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第3号については、原案の通り決しました。

(議長)

以上で、今定例会に付議された案件は全て議了致しました。

これで会議を閉じます。

令和7年、第1回江差町、江差町議会定例会を閉会致します。

皆さん2日間大変お疲れ様でした。ご協力ありがとうございました。

閉会 15 : 02